

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）の一部改正案の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第7号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編））

（赤字傍線部分）は改正部分）

改正案	現行
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編） 目次 （略） 1 （略） 2 総論 （略） （※1）<u>規則で定める国とは、平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定める国を指す。詳細については、3（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）を参照のこと。</u> （略） <u>3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国</u>	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編） 目次 （略） 1 （略） 2 総論 （略） （※1）<u>現時点で規則で定めている国はない。</u> （略） [3を加える。]

規則第 11 条

1 法第 24 条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

- (1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること
- (2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
- (3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること
- (4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、当該外国を法第 24 条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合

において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 個人情報保護委員会は、第1項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第1項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 個人情報保護委員会は、第1項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第1項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第2項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第1項の規定による定めを取り消すものとする。

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国は、EU が該当する。ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指す。

なお、EU の指定は、日 EU 間で相互の円滑な個人データ移転を図るために、欧州委員会による日本への十分性認定（GDPR（※）第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護

水準を確保していると認める決定をいう。)に併せて行ったものである。

(※) 個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令 95/46/EC の廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則 (一般データ保護規則) (REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))

4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

規則第11条の2 (略)

(略)

4-1 適切かつ合理的な方法 (規則第11条の2第1号関係)

(略)

したがって、提供元の個人情報取扱事業者が CBPR の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者 に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者が CBPR の認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。なお、提供先の「外国にある第三者」が CBPR の認証を取得している場合については、本ガイドライン 4-3 (個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること (規則第11条の

3 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

規則第11条 (略)

(略)

3-1 適切かつ合理的な方法 (規則第11条第1号関係)

(略)

したがって、提供元の個人情報取扱事業者が CBPR の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者 に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者が CBPR の認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。なお、提供先の「外国にある第三者」が CBPR の認証を取得している場合については、本ガイドライン 3-3 (個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに

2第2号関係)を参照のこと。

(略)

4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第11条の2第1号関係)

法第24条の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条の2第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。

(略)

上記を踏まえ、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として4-2-1から4-2-18までに記述する事項について、適切かつ合理的な方法 (4-1参照) に記述する方法によって担保されていない。

個人情報取扱事業者は、契約等に4-2-1から4-2-18までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、

「法第4章第1節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。

次の4-2-1から4-2-18までにおいては、外国にある第三者への個人データの提供に関する典型的な事例として、【事例1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合及び【事例2】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者

に係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること (規則第11条第2号関係)を参照のこと。

(略)

3-2 法第4第1節の規定の趣旨に沿った措置 (規則第11条第1号関係)

法第24条の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。

(略)

上記を踏まえ、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として3-2-1から3-2-18までに記述する事項について、適切かつ合理的な方法 (3-1参照) に記述する方法によって担保されていない。

個人情報取扱事業者は、契約等に3-2-1から3-2-18までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、

「法第4章第1節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。

次の3-2-1から3-2-18までにおいては、外国にある第三者への個人データの提供に関する典型的な事例として、【事例1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合及び【事例2】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者

(以下「外国にある第三者等」という。)が講ずべき措置の具体例を示すこととする。

4-2-1～4-2-7 (略)

4-2-8 委託先の監督 (法第 22 条の趣旨に沿った措置)
(略)

なお、再委託については、「4-2-10 外国にある第三者への提供の制限」も参照のこと。

(略)

4-2-9 第三者提供の制限 (法第 23 条の趣旨に沿った措置)
(略)

「外国にある第三者」から、別の「第三者」に提供する際には、法第 23 条第 1 項、第 5 項、第 6 項の趣旨に沿った措置を講じなければならない。なお、提供先の第三者が「外国にある第三者」(提供元である外国にある第三者と同一の国内にある第三者を含む。)の場合は、「4-2-10 外国にある第三者への提供の制限」を参照のこと。

外国にある第三者等は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。なお、あらかじ

(以下「外国にある第三者等」という。)が講ずべき措置の具体例を示すこととする。

3-2-1～3-2-7 (略)

3-2-8 委託先の監督 (法第 22 条の趣旨に沿った措置)
(略)

なお、再委託については、「3-2-10 外国にある第三者への提供の制限」も参照のこと。

(略)

3-2-9 第三者提供の制限 (法第 23 条の趣旨に沿った措置)
(略)

「外国にある第三者」から、別の「第三者」に提供する際には、法第 23 条第 1 項、第 5 項、第 6 項の趣旨に沿った措置を講じなければならない。なお、提供先の第三者が「外国にある第三者」(提供元である外国にある第三者と同一の国内にある第三者を含む。)の場合は、「3-2-10 外国にある第三者への提供の制限」を参照のこと。

外国にある第三者等は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。なお、あらかじ

め、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（4-2-1（利用目的の特定）参照）。

（略）

4-2-10 外国にある第三者への提供の制限（法第24条の趣旨に沿った措置）

（略）

【事例1】（略）

外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法第22条の委託先の監督義務（4-2-8）のほか、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。

（略）

4-2-11～4-2-18 （略）

4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第11条の2第2号関係）

（略）

なお、個人データを提供する者がCBPRの認証を取得している場合については、本ガイドライン4-1（適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係））を参照のこと。

（略）

め、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

（略）

3-2-10 外国にある第三者への提供の制限（法第24条の趣旨に沿った措置）

（略）

【事例1】（略）

外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法第22条の委託先の監督義務（3-2-8）のほか、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。

（略）

3-2-11～3-2-18 （略）

3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第11条第2号関係）

（略）

なお、個人データを提供する者がCBPRの認証を取得している場合については、本ガイドライン3-1（適切かつ合理的な方法（規則第11条第1号関係））を参照のこと。

（略）